

小規模事業者向け HACCP導入支援個別相談会

参加無料

平成30年6月に改正された食品衛生法で、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなり、令和2年6月1日にその法律が施行され、1年間の経過措置期間を経て、令和3年6月1日から本格施行となりました。

HACCPに関する正しい知識の習得、衛生管理計画及び記録表の作成を支援します。

会場 岡崎げんき館（岡崎市若宮町2丁目1-1）

※2階の生活衛生課までお越しください。会場のお部屋にご案内します。

対象 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」対象事業者

日時 各日 13時30分～17時

令和6年4月22日（月）	5月21日（火）	6月26日（水）	7月25日（木）
8月22日（木）	9月30日（月）	10月29日（火）	11月27日（水）
12月26日（木）	令和7年1月23日（木）	2月25日（火）	3月25日（火）

※上記時間内で1事業者あたり60分～90分程度を予定しています。

必要なもの お店のメニュー表や製造品目のリスト・筆記用具

支援内容

- ・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の説明
- ・衛生管理計画及び記録表の作成

申込方法 電話、窓口にて事前申し込み制（申し込み順）

※応募者多数の場合は、日時の希望に添えないことがあります。

【担当】 岡崎市保健所生活衛生課食品衛生係 TEL 23-6068 FAX 23-6621